

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情にに応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第9次犬山市高齢者福祉計画・第8次犬山市介護保険事業計画」において、基本理念である「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」の実現に向け、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの推進

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

#### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### ③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
  - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

## 2 計画の性格と位置付け

### (1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

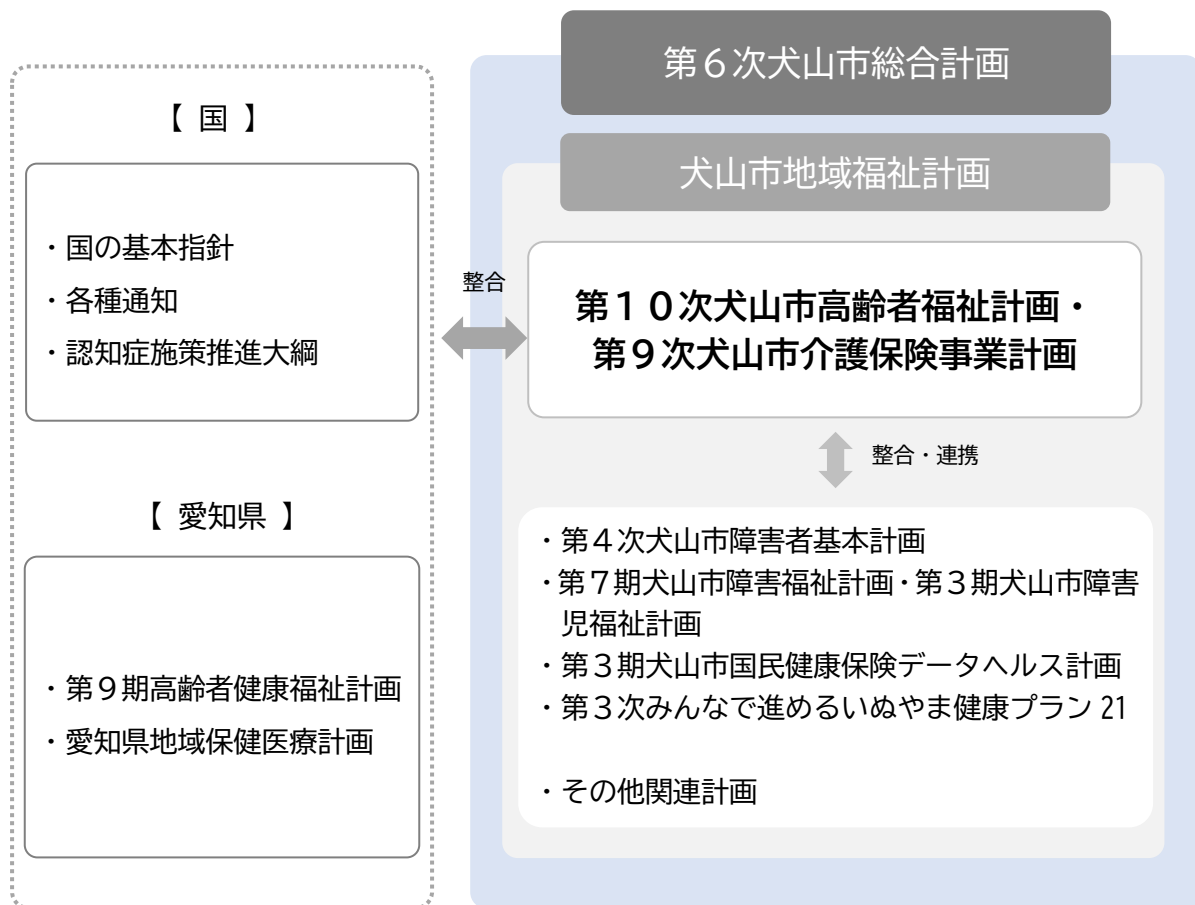
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

### (2) 関連計画との関係

本計画は「第6次犬山市総合計画」「犬山市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「第4次犬山市障害者基本計画」、「第7期犬山市障害福祉計画・第3期犬山市障害児福祉計画」、「第3期犬山市国民健康保険データヘルス計画」、「第3次みんなが進めるいぬやま健康プラン21」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

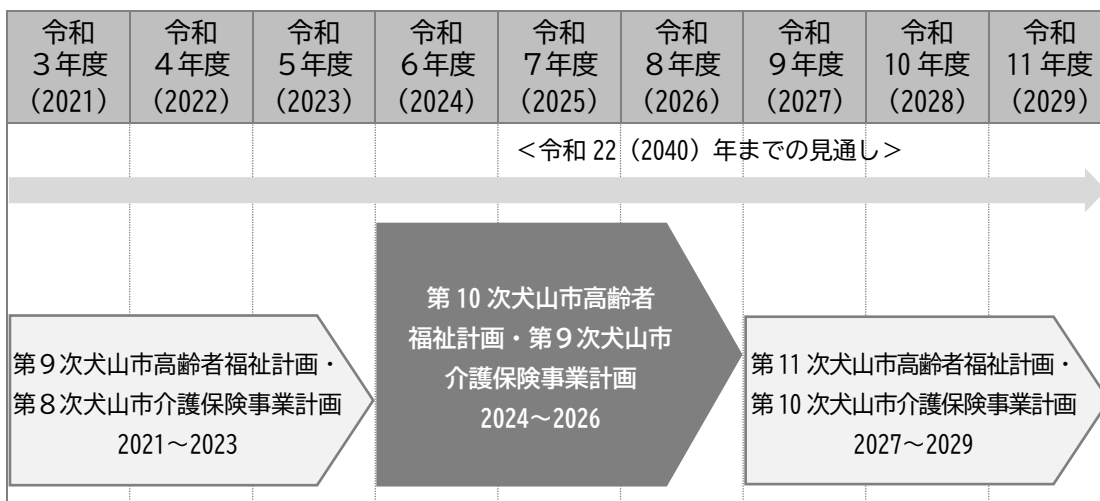
また、愛知県が策定する「第9期高齢者健康福祉計画」、「愛知県地域保健医療計画」との連携を図って策定しています。



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしています。



### 3 計画の策定体制

#### (1) 推進委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

#### (2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者、事業対象者、要支援認定者を対象とした「一般高齢者向け調査」、要介護認定者で在宅で介護保険サービスを利用した高齢者を対象とした「居宅サービス利用者向け調査」、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

対象者	対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者向け調査	65歳以上の方、総合事業対象者の方、要支援認定者の方から無作為に抽出した方	令和4年12月1日 ～ 令和4年12月22日	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	2,000通	1,369通	68.5%
居宅サービス利用者向け調査	要介護認定を受けている方で、在宅で介護保険サービスをご利用されている方			500通	206通	41.2%
在宅介護実態調査	要介護認定を受けている方で、在宅で介護保険サービスをご利用されている方	令和4年9月1日 ～ 令和4年12月27日	認定調査員による直接配布・回収	369通	363通	98.4%

### (3) パブリックコメントの実施

---

	内 容
期 間	令和5年●月●日～●月●日
募集内容	「第10次犬山市高齢者福祉計画及び第9次犬山市介護保険事業計画(案)」を公開し、市民からの意見を募集
公開場所	市役所1階ロビー、高齢者支援課、各出張所、市立図書館、市ホームページ
意見募集方法	Eメール、FAX、郵送、高齢者支援課窓口
提出された意見	●通 ●件 (有効●件、無効●件)